評価料の改定について（平成 29 年 4 月から）

卒後臨床研修評価機構は、設立当初より 8 年間、評価料を抑えて設定し、臨床研修評価の普及を目指してまいりました。この度、全臨床研修病院の約 20 パーセントに評価を受けていただいたことを機に、本来の適正な評価料に改定することとなりました。

これまで以上に、事業を健全かつ安定的に運営するためにシステム基盤を拡充し、サーベイヤーの質の確保と質の高い事業を整備します。そして、臨床研修病院の質の向上と発展、よりよい研修医の育成に寄与できるよう努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

調査評価料（税別）

	平成 29 年 3 月まで			平成 29 年 4 月から		
	初回調査	更新調査	更新書面調査	初回調査	更新調査	更新書面調査
非機関会員	300,000 円	270,000 円	30,000 円	500,000 円	470,000 円	30,000 円
機関会員*	200,000 円	200,000 円	30,000 円	200,000 円	200,000 円	30,000 円

*機関会員：JCEP の趣旨に賛同する医療機関が登録する会員種別で、年会費は 30 万円です。

改定後の例（非機関会員の申込みから更新調査まで）

平成 29 年 4 月	9 月	11 月	平成 31 年 9 月	11 月	平成 33 年 9 月	11 月
●申込み	●初回調査 **（訪問あり）**	●認定(4 年)			●更新調査 **（訪問あり）**	●認定(4 年)
			●更新**書面**調査 **（訪問なし）**	●認定証更新		

50 万円　3 万円　47 万円

●サーベイヤーが訪問する初回調査と更新調査の評価料には、書面調査の費用、サーベイヤー（最低 3 名）の旅費等、すべての費用が含まれています。

平成 29 年度以降の評価料収入を見込み、以下の見直しを予定しています。

平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
事務局システム基盤整備	●バックアップシステムの強化 ●ホームページ等発信情報の拡充	
サーベイヤー処遇の改善	●旅費規程の改善	
機関会員特典の改善		●相談会等の開催 ●教育研修のサポート
認定病院用ホームページの整備		
		医学生用ホームページの整備

認定期間の改定について（平成 29 年 4 月から）

臨床研修評価では、認定基準に達している病院に、認定証を発行します。認定期間は、原則 2 年間ですが、4 年間または 6 年間に延長される基準を設けておりました。しかし、6 年間の延長は、臨床研修制度が 5 年毎に見直されることなどから、長過ぎると考えられ、議論を重ねた結果、6 年間の基準を廃止することになりました。

認定期間の基準

平成 29 年 3 月まで	平成 29 年 4 月から
(1) 原則として 2 年間とする。 (2) 評価結果において、「適切」が 80%以上、または「a」が 80%以上の場合は、4 年間に延長する。 (3) 評価結果において、「適切」が 90%以上、かつ「a」が 90%以上で、「要改善」と判定された項目がない場合は、6 年間に延長する。 (4) 認定期間の基準は、評価体系・評価方法の改定に伴い改定することができる。	(1) 原則として 2 年間とする。 (2) 評価結果において、「要改善」が 20%未満の場合は、特段の理由がない限り、訪問による調査は 4 年後とする。 (3) 認定期間の基準は、評価体系・評価方法の改定に伴い改定することができる。

従来のいわゆる「6 年認定」の代替案として以下の基準を設ける予定です。

Excellent 賞の基準（案）

平成 29 年 4 月から
(1) 評価結果において、「適切」が 90%以上、かつ「a」が 90%以上で、「要改善」と判定された項目がない場合は、Excellent 賞を発行する。

調査日別、メリット・デメリット

	メリット	デメリット
2017 年 3 月末まで に訪問調査を受ける場合	●評価料が改定前の価格 ●October2015 調査票で、すぐに準備を開始できる	●認定の場合、認定期間 2 年、の可能性がある
2017 年 4 月以降 に訪問調査を受ける場合	●認定の場合、認定期間 4 年、または 4 年 Excellent	●評価料が改定後の価格 ●October2016 調査票の完成まで待たなければならない

お申込み、訪問調査のスケジュール

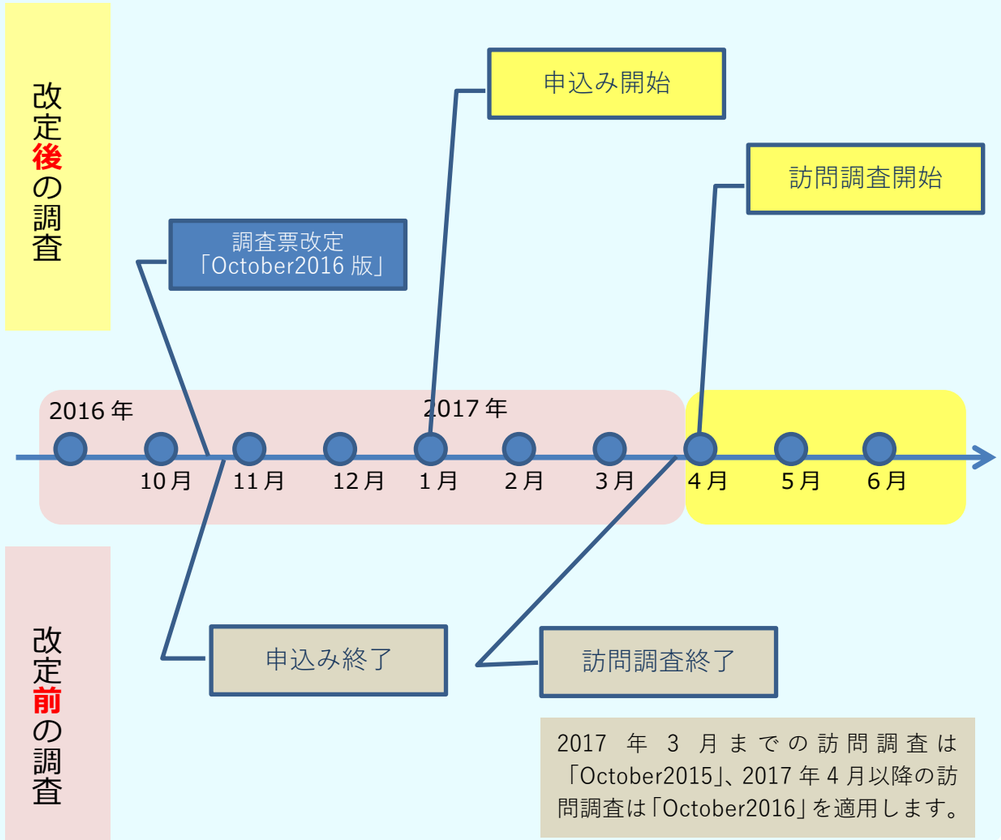

2017 年 3 月までの訪問調査は「October2015」、2017 年 4 月以降の訪問調査は「October2016」を適用します。

機関会員一覧　JCEP は以下の会員等に支えられて運営しております（平成 28 年 5 月現在）

聖マリア病院（福岡県）
全日本民主医療機関連合会（医師臨床教育センター）
相澤病院（長野県）
聖路加国際病院（東京都）
聖隷浜松病院（静岡県）
近畿大学医学部附属病院（大阪府）
社会福祉法人恩賜財団済生会
新京都南病院（京都府）
日本医科大学付属病院（東京都）
湘南鎌倉総合病院（神奈川県）
伊勢赤十字病院（三重県）
公立みつぎ総合病院（広島県）
JCHO 大阪病院（大阪府）
生長会府中病院（大阪府）
河北総合病院（東京都）
松波総合病院（岐阜県）
聖隷浜松病院（静岡県）
木沢記念病院（岐阜県）
淀川キリスト教病院（大阪府）
愛仁会高槻病院（大阪府）
横須賀市立うわまち病院（神奈川県）
愛仁会千船病院（大阪府）
ベルランド総合病院（大阪府）
京都岡本記念病院（京都府）
大阪府立急性期・総合医療センター（大阪府）
昭和大学病院（東京都）
上戸町病院（長崎県）
京都民医連中央病院（京都府）
国保松戸市立病院（千葉県）

お問い合わせ先　NPO 法人卒後臨床研修評価機構（略称 JCEP）
102-0083 東京都千代田区麹町 3-3-8 Tel.03-5212-2444　http://www.jce-pct.jp/

臨床研修評価
評価料および認定期間
改定のご案内

JCEP の目的
国民に対する医療の質の改善と向上を目指すため、臨床研修病院における研修プログラムの評価や人材育成等を行い、公益の増進に寄与することを目的としています。

JCEP の組織
平成 19 年に NPO 法人として設立認可を受けた非営利団体です。JCEP の目的に賛同して入会した正会員（570 名*）を社員として組織しています。
（*平成 28 年 3 月末時点）

NPO 法人卒後臨床研修評価機構

Japan Council for Evaluation of Postgraduate Clinical Training

JCEP